平成２６年（フ）第４４号
山梨県富士吉田市新西原１丁目11番11号
債務者　鈴木　広範
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
山梨県上野原市上野原4571番地コーポ富田東１号
債務者　長与真由美（旧姓大浜）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
山梨県都留市四日市場1017番地１　セイセンハイツ101
債務者　長田　高子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
長野県上田市中野409番地１　Ｐｕａｔ・Ｃ203号
債務者　工藤　幸喜
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２５９号
長野県大町市平5410番地　県営借馬団地47―42
債務者　小山まゆみ（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３７４号
岐阜県瑞穂市別府1202番地８　ハイツベップ505号
債務者　栗原　清江
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４２５号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田１丁目64番地観歓ビル207号
債務者　森　　敏精
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町４丁目162番地藤マンション305
債務者　上原　裕美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４７号
静岡県賀茂郡松崎町桜田564番地
債務者　松本喜久代（旧姓鬼塚）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第３０１号
滋賀県草津市野路町3001番地　メルベーユ杉402号
債務者　藏冨　雅城
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９７号
大津市粟津町２番55―602号
債務者　岩根　正高
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５５号
滋賀県草津市南笠東２丁目１番35―502号南笠ハイツ、前住所滋賀県草津市東矢倉３丁目35番59号
債務者　新井　政守
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７３号
滋賀県栗東市安養寺４丁目１番６―123号レックスＴＵＢＡＫＩ第３ビル、前住所滋賀県栗東市手原４丁目８番28―102号
債務者　西川しのぶ（旧姓千代）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１０号
大津市大江４丁目５番３―1003号　グローバル瀬田
債務者　安田　光宏
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１１号
滋賀県湖南市水戸町９番地２　２―201号
債務者　タナカマリアこと　ＴＡＮＡＫＡ　ＡＲＲＯＹＯ　ＡＮＡ　ＭＡＲＩＡ　ＳＡＣＨＩＥ
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１６号
大津市大江２丁目16番４号
債務者　村田　君代
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所民事部